

vol.47-10 (通算 535号)

2018年1月号

やどかり

2018年1月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 土橋 敏孝

〒337-0043

さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

定価 50円 (含会費)

日本国憲法と障害者権利条約

生きる権利は平和な社会の中でこそ輝く

新たな年を迎えました。改めて、私たちはどんな社会で生きていきたいと願うでしょうか。

昨年12月、安倍首相は「2020年、日本が大きく生まれ変わる年にしたい。憲法について議論を深め、国のかたちを論じるべきだ」と発言。2020年の新憲法施行を目指し、憲法改正への意欲を見せました。この国をどう変貌させようとしているのでしょうか。

「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し」、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から逃れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」

先の世界大戦の反省に立ち、平和な社会を希求して生まれた憲法の前文です。私たちが理想とする社会のかたちがあります。そして、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う」と結んでいます。

2006年、国連で採択された障害者権利条約（以下、権利条約）は、憲法と重なります。権利条約は、1966年に採択された2つの国際人権規約（社会権規約と自由権規約）に、その端緒があります。そして、権利条約第1条の目的には、「この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進する」と明記され、憲法に通じる理念を謳っ

ています。

また、50からなる条文には、「他の者との平等を基礎として」という文言が繰り返し記され、権利条約が障害のある人に特別な権利を求めているのではないことを示しています。権利条約を貫く心棒とも言えるでしょう。そして、平等及び無差別、法の下での平等、個人の尊重、アクセシビリティ、学ぶこと、働くことの権利、相当な生活水準を保障することなど、権利条約が求めているこれらの権利は、憲法の幸福追求権、生存権、国の社会保障義務などの条文ともつながり、人としてのあたりまえの権利が障害を理由に制限されることなく、等しく享受できる社会の実現を目指しています。

平和な社会を希求し、基本的人権の尊重を謳った憲法。国際人権規約を土台にし、成立した権利条約。これらをつなぐものは、すべての人の人権保障といってよいでしょう。私たちの生きる権利は、平和な社会があってこそ尊重され、輝きを放ちます。

2018年、今の時代を生きる私たちがなすべきことは何か。憲法第12条には、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と記されています。

憲法と権利条約が謳う理念を実質化するために、50年先、100年先の社会を見据え、思いをひとつに、ともに歩みを進める1年にしたいと思います。